



第 1 回 軽井沢町宿泊税に関する住民説明会について





(1) 説明会概要

(1) 日 時 令和6年10月16日(水) 18時30分 ～ 20時10分

(2) 場 所 軽井沢町中央公民館 大講堂

(3) 内 容 軽井沢町宿泊税について説明(町)
長野県観光振興税(仮称)骨子について説明(県)
意見交換

(4) 参 加 者 34名



(2) 意見交換での主な意見・質問

(1) 使途についてのご意見・質問

	ご意見・質問	町の考え方
(1) - 1	使途を明確にしてもらいたい。	現時点では検討段階ですが、単なる一般財源の振替ではなく観光の振興を図るための、新規事業や拡充事業に宿泊税を使う予定です。また、町だけで使途を決めるのではなく、毎年度、関係団体等から意見をいただき、見直ししていくことを想定しています。 使途の状況（結果）は、ホームページ等での公表やパンフレットの作成・配布等を検討しています。
(1) - 2	駐車場の整備が入っていないが町としてどう考えているか。	(1) - 1 の回答と同様とさせていただきます。 また、旧軽井沢駐車場の平面化工事については、駐車場特別会計の財源で進行中です。軽井沢駅周辺の駐車場不足については、宿泊税とは別に、町として取り組んでいます。
(1) - 3	新しいことも良いが必要なものの整備が大切だと思う。（事業者への補助金も大切だと思う。）	(1) - 1 の回答と同様とさせていただきます。 また、事業者への補助は宿泊施設の滞在環境整備や特別徴収事業者に対する報奨金を検討しています。
(1) - 4	システム変更に伴う補助金等はどう考えているか。	(1) - 1 の回答と同様とさせていただきます。 また、システム変更に伴う補助金等は、県にも要望していきますが、町としても先行自治体を参考に検討していきます。
(1) - 5	使途（素案）町、施策項目の明確化、費用分配の可視化。	現時点で検討会議では具体的な検討に至っていませんが、今後の検討会議で行っていく予定です。
(1) - 6	税金を納めるのはホテル、宿泊事業者なのでちゃんと回答を求めて、要望を叶える使い道を明示して欲しい。町がやろうとしていることが明確で、ホテル、宿泊事業者が課題だと感じていることが解決されていくことが明確になれば気持ちよく納税できるような気がします。	(1) - 1 の回答と同様とさせていただきます。 また、町としても関係者の皆様と同じ方向を向き、より良い制度となるよう検討することが重要と考えます。今後も説明会やパブリックコメントを行う予定です。



(2) 意見交換での主な意見・質問

(1) 用途についてのご意見・質問

	ご意見・質問	町の考え方
(1) - 7	システム改修に伴う補助は無いか。(他の自治体は50%の補助がある。)	(1) - 4 の回答と同様とさせていただきます。
(1) - 8	観光のための財源であるので用途を明確にしていきたいです。	(1) - 1 の回答と同様とさせていただきます。
(1) - 9	交通渋滞の解消、歩道の整備などに正しく使われるのであれば導入も賛成できるが、宿泊施設としては料金が上がるので、その点は望ましくない。	ご意見として賜ります。 また、検討会議でも共有いたします。
(1) - 10	用途を明確にし、町全体の環境、質の向上につなげていただきたい。	(1) - 1 の回答と同様とさせていただきます。
(1) - 11	課題で人手不足を指摘されていますが、用途の部分で触れていないのですが、含まれていますでしょうか。	(1) - 1 の回答と同様とさせていただきます。 また、検討会議の中や宿泊事業者の皆様へのアンケートにおいても、労働者の確保についてご意見がありました。町としても検討しておりますが、どのような用途が人手不足解消につながるか、具体的な案をいただければと思います。
(1) - 12	使い道、他の税でまかなうものと混在させないで明白にしてほしい。	(1) - 1 の回答と同様とさせていただきます。



(2) 意見交換での主な意見・質問

(2) 税率についてのご意見・質問

	ご意見・質問	町の考え方
(2) - 1	宿泊料金を支払った後に追加で請求することもあるため、段階的となると徴収額に影響がある。県のように一定額としてもらえるとうありがたい。	町内の宿泊施設は、宿泊料金（食事代等を含まない金額）の幅がとても広いこと、応益負担の観点から、段階的な定額制を検討しています。 また、町の免税額が県の免税額案（3,000円未満）と一致しない場合、その部分についても段階的になることが想定されます。 * 【一例として】町の免税額を7,000円未満とした場合、3,000円以上7,000円未満の宿泊料金には、県税分のみ課税対象となります。
(2) - 2	段階的とはどのような意味か。	段階的とは、宿泊料金（食事代等を含まない金額）によって、段階的に宿泊税の幅を持たせることを意味しています。 先行自治体の京都市を例に上げますと、宿泊料金が2万円未満の場合は200円、2万円以上5万円未満は500円、5万円以上の場合は1,000円といったように、宿泊料金によって宿泊税が段階的に上がる形をイメージしています。
(2) - 3	一律の金額が良い。	(2) - 1 の回答と同様とさせていただきます。

(3) 免税点、課税免除、事務支援金についてのご意見・質問

	ご意見・質問	町の考え方
(3) - 1	課税免除について、線引きが難しいので一律がよい。	県との調整も必要になりますが、町として検討しています。
(3) - 2	県は年齢による課税免除はないという説明だが町はどうか。	現時点では、年齢確認のための負担が増えることが想定されることから、年齢による課税免除は検討していません。
(3) - 3	徴収業務を担う宿泊事業者はどんなメリットがあるのか。（県は2.5% 町も検討）	報償金については検討会議で検討している段階ですが、県と同様に2.5%程度を想定しています。



(2) 意見交換での主な意見・質問

(4) その他のご意見・質問

	ご意見・質問	町の考え方
(4) - 1	人口減少による税収の低下が見込まれるから宿泊税を導入して、税収を確保したいという説明に聞こえた。	町は観光産業が非常に盛んであり重要と考えていますが、現在、一般財源から観光振興に充てる割合が少ないこともあり、宿泊税を導入して観光振興を推進していきたいと考えております。
(4) - 2	町は普通交付税の不交付団体であり、固定資産税の収入も上がっている。自主財源で十分足りているのではないか。	普通交付税不交付団体となる算定根拠は、財源と国勢調査人口から計算される財政力指数に基づいています。当町は、住所を置いていない別荘滞在者や観光客が多く、国勢調査人口を遥かに超える人に対して、行政サービスが必要となっている状況です。不交付団体だからこそ、観光振興を推進するための財源を確保しなければならないと考えています。
(4) - 3	別荘滞在者が多いのか、観光客が多いのか。	どちらが多いということではなく、町として別荘滞在者、観光客に対しても行政サービスを実施しなければならないため、財政的に余裕があるとは言い難い状況です。
(4) - 4	宿泊客、日帰り観光客数のデータはあるのか。	日帰り客の詳しい数字は記載していませんが、説明資料の10ページにグラフを記載しています。
(4) - 5	軽井沢町がどうしていききたいのかというビジョンが明確ではない。	宿泊税導入に合わせて、宿泊事業者の皆様と検討していきたいと考えています。（日帰り客はデータの補足が難しい）
(4) - 6	会社の保養所や簡易宿所も対象になるのか。	宿泊事業者として、旅館業法、住宅宿泊事業法上の登録を受けていれば対象となります。ただし、課税免除や免税点であれば宿泊税は不要となります。
(4) - 7	長期滞在したい、再び来たいというのは、事業者とお客様の関係性で決まってくる。町が宿泊税を取って宿泊施設に対して指導できる立場にない。	ご意見として賜ります。（町が指導する立場ではないと認識しています。）また、検討会議でも共有いたします。
(4) - 8	宿泊者や事業者がわかりやすい制度を検討していただきたい。	ご意見として賜ります。また、検討会議でも共有いたします。
(4) - 9	軽井沢では民泊を禁止しているが、多くいるのが現実である。施設管理できていない事業者に対してルールを徹底して欲しい。	(4) - 6の回答と同様とさせていただきます。



(2) 意見交換での主な意見・質問

(4) その他のご意見・質問

	ご意見・質問	町の考え方
(4) - 1 0	県の説明では、観光の課題解決に向けた施策に取り組んでいくため宿泊税を導入していくといった内容だったが、町は人口減少による税収の低下が見込まれるから宿泊税を導入して、税収を確保したいという説明に聞こえた。	(4) - 1 の回答と同様とさせていただきます。
(4) - 1 1	軽井沢の宿泊事業者にとって大きな問題です。丁寧な説明をよろしくお願いします	町として関係者の皆様と同じ方向を向き、より良い制度となるよう検討することが重要と考えます。 今後も説明会やパブリックコメントを行う予定です。
(4) - 1 2	安心して軽井沢に来軽出来る様な町であってほしい。	ご意見として賜ります。 また、検討会議でも共有いたします。
(4) - 1 3	宿泊事業者にはもっと丁寧な説明が必要だと感じている。	(4) - 1 1 の回答と同様とさせていただきます。
(4) - 1 4	アンケートの回収もそうだが、説明会等しっかりやることが大事です。	(4) - 1 1 の回答と同様とさせていただきます。
(4) - 1 5	観光の魅力を高めていくには、観光協会の組織強化などの策も重要だと考えます。長野県はDMO強化等も盛り込まれています。ぜひ軽井沢町もそうしていただきたい。	ご意見として賜ります。 また、検討会議でも共有いたします。
(4) - 1 6	検討段階との事ですので今後もう少し見ていきたいと思います。	現在は検討会議での検討段階ですので、町としての具体的な骨子案が示しできませんでした。 今後、町の骨子案が具体的になりましたら、説明会やパブリックコメントを行う予定ですので、ご意見をいただけますと幸いです。
(4) - 1 7	サービス料は課税対象か。	「宿泊行為」に対して課税することから、寝具の利用や宿泊すると必ず発生する行為、サービスに対する料金に課税する。(食事代などを抜いた額。)
(4) - 1 8	今回の出席率はどのようにお考えでしょうか。	34名の方にご参加いただき、ありがとうございました。 今後の説明会においても、開催の曜日や時間帯など、関係者の皆様が参加しやすいように検討してまいります。



(2) 意見交換での主な意見・質問

(4) その他のご意見・質問

	ご意見・質問	町の考え方
(4) - 19	宿泊事業者に対する説明が遅いことに疑問を感じています	検討段階であるため、詳細について説明できない部分もございます。今後も説明会を開催し、ご意見をいただく機会を設けてまいります。
(4) - 20	県と町、結局我々はこの様に徴収するのか。	県と町で宿泊税を課税した場合、県税分も含めた税額を宿泊者の方に納めていただくことになります。納めていただいた税を宿泊事業者の方が町に納税し、その内の県税分を町から県に送る形になります。 * 【一例として】宿泊料金10,000円の場合、県税分（150円）+ 町税分（検討中）を宿泊者に宿泊税として納めてもらい、宿泊税の合計額を宿泊事業者の方が町に納めることとなります。
(4) - 21	宿泊税納入方法は。具体的に入湯税と同じか。	県とも調整が必要ですが、電子申告はエルタックスを想定しています。入湯税の納入方法と同様です。
(4) - 22	町の資料の最初の数ページを見ると町の税収が少なくなっているの で、宿泊税を使いたいという風に感じました	(4) - 1 の回答と同様とさせていただきます。
(4) - 23	町としての宿泊税の細かいところも早めに出していただきたいと思 います。	(4) - 16 の回答と同様とさせていただきます。
(4) - 24	今回は大切なところがほとんど決まってないように感じました。	(4) - 16 の回答と同様とさせていただきます。



(2) 意見交換での主な意見・質問

(5) 長野県に対してのご意見・質問

	ご意見・質問	県の考え方
(5) - 1	課税免除について、修学旅行などの学校行事とあるが大学のサークルなどもあり線引きが難しい。一律が良いのではないか。	学校教育法に規定される「学校（大学を除く）」とし、学習指導要領に規定される修学旅行などの学校行事を想定しており、学校長等による証明書を求めることで確認できるようにする方向で検討している。また、大学の合宿となるとその定義づけが難しいのではないかと考えている。
(5) - 2	免税点について、1人1泊3,000円未満という根拠は。	県内の宿泊施設の状況を調査し、社会福祉施設や研修所といった宿泊施設の宿泊料金のラインを見て、3,000円に対して300円の負担は大きいと考えた。頂いた意見を踏まえ検討していく。
(5) - 3	税額300円の根拠は。	県と市町村が一体となって進める必要があり、市町村への財政支援も組み込んだ制度としていることや、先行導入自治体を参考として設定した。
(5) - 4	市町村に配分する1/2の根拠は。	県と市町村は対等であることや、県が広域的な観光インフラを整備する必要がある。昨年、市町村（観光）担当課長により構成されたワーキンググループで県と市町村の取り組むべき役割や需要額などを調査・検討した。
(5) - 5	税額300円や1/2が市町村の交付金というのは、今後変更はないのか。できれば福岡県・北九州市のように検討してもらいたい。	何が何でもという訳ではないが、基本的にこの案でいきたいという県の意味でもある。
(5) - 6	宿泊料金が発生しない添い寝は課税対象か。	料金が発生しなければ課税対象とならない。
(5) - 7	修学旅行免除、線引きが難しい。	学校教育法に規定される「学校（大学を除く）」とし、学習指導要領に規定される修学旅行などの学校行事を想定しており、学校長等による証明書を求めることで確認できるようにする方向で検討している。また、大学の合宿となるとその定義づけが難しいのではないかと考えている。
(5) - 8	県の300円のうち市町村が1/2ではなく、市町村が大きな配分を受けて活用する方が良い。	県の交付金の考え方は(5) - 4及び5のとおりであるが、交付金に加え、県で実施する事業にも市町村や事業者等への補助事業を想定しており、それらを加えると相当程度は地域に配分されることとなると考えている。